確定申告をすることで税金が戻ってくる

医療費控除を活用しましょう

医療費控除とは、１年間にご家族の分も含めた医療費等が一定額を超えたとき、税務署に確定申告をすることで納めた所得税の一部が還付される制度です。支払った医療費等の金額が10万円（または総所得金額等の５％）を超える場合、上限200万円まで課税所得額から控除され、税金が精算されます。**一般の会社員など確定申告が不要な人が医療費控除を行う場合は、５年以内であればいつでも申告できます。**

申告に必要な書類

- 確定申告書
- 医療費控除の明細書

いずれも、国税庁ホームページや税務署から入手できます。なお、明細書については、健保組合が発行する「医療費通知」を添付することで記載を簡略化でき、記載された分の領収書の保管は不要です。

＊国税庁の国税電子申告・納税システム「e-Tax」で、パソコンやスマホからも申告ができます。
＊「医療費通知」に記載のない医療費や交通費などの領収書は、5年間保管しておく必要があります。

医療費情報の取得方法

＼マイナポータルより医療費通知情報を取得／

マイナンバーカードに保険証機能を持たせると医療費控除が簡単に

マイナンバーカードを取得し、マイナポータルで保険証利用申込を済ませておくと、マイナポータルを通じて医療費通知情報の取得、確定申告書への自動入力ができます。

令和5年分の確定申告から1年分（令和5年1月～12月診療分）の医療費情報が取得できます。「マイナポータル連携」の詳細は、国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。

＼ MY HEALTH WEB(MHW)より医療費通知情報を取得 ／

e-TAX用の医療費通知情報（XMLデータ）と紙申請用の医療費通知（紙）が取得できます

取得方法

1．MY HEALTH WEB（ https://tdk.mhweb.jp/ ）にアクセスしてください。

2.「医療費控除申告手続」を開いてください。
「医療費情報」→「医療費控除申告手続用」
→（セキュリティコードの入力）

※初回利用時、セキュリティコードの発行が必要となります。お手元に届くまでお時間がかかりますので余裕を持ってご入手ください。

https://tdk.mhweb.jp/

- MHW公式アプリ

iPhone　Android

※初めてのご利用には、お手元に保険証をご準備ください。

ダウンロード日・紙通知申込	ダウンロード内容・紙記載内容
2023年12月26日～	2023年1月～ 9月診療分
2024年 1月25日～	2023年1月～10月診療分
2024年 2月27日～	2023年1月～11月診療分
2024年 3月26日～	2023年1月～12月診療分

※医療費の明細（レセプト）は、医療機関から健康保険組合へ２カ月後に届く仕組みになっているため、ダウンロード日、発行送付申込日によって掲載状況は上記の通りとなっております。

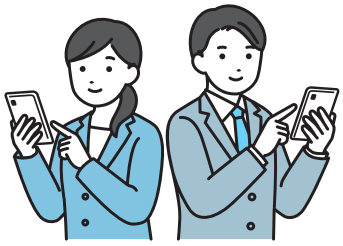

任意継続被保険者の方へ

「医療費通知情報」は、MY HEALTH WEBで！
MY HEALTH WEBでご確認ください。※紙での発送は廃止します。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧いただくか、住所地を管轄する税務署へお問い合わせください。